

兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和7年9月17日（水）10：00～

場所：兵庫労働局 16 階第3 共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

（2）その他

3 閉 会

(案)

令和7年9月17日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 山口隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定
について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
千田直毅	黒石尚稔	岡村剛敏
高階利徳	小菅梨絵	谷口幸史
山口隆英	田中祐介	松田健仁

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 1 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日

(案)

令和7年9月17日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 1 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日



令和7年9月17日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 1 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日